

第3章 通級による指導を支える校内体制

1 小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

- (1) 組織的かつ継続的な個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫
- (2) 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方
- (3) 長期的な視点で教育的支援を行うための個別の教育支援計画
- (4) 学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫
- (5) 交流及び共同学習の推進

2 通級による指導に関する判断

- (1) 児童生徒の「困難さ(悩み)」に対する教職員の気づき
- (2) 本人・保護者へのガイダンス
- (3) 学校における通級による指導の実施に関する検討
- (4) その他必要な配慮

3 通級による指導の開始・終了までの手続きについて

- (1) 通級による指導が開始されるまで
- (2) 通級による指導の実施にあたって
- (3) 通級による指導の終了

4 個別の教育支援計画(作成から保管・活用・引継ぎまで)

- (1) 個別の教育支援計画とは
- (2) 個別の教育支援計画の記載について
- (3) 個別の教育支援計画の活用について

5 個別の指導計画(作成と活用)

- (1) 個別の指導計画とは
- (2) 個別の指導計画の作成の流れ
- (3) 指導の評価・改善

6 在籍学校(在籍学級)との連携

- (1) 教員間の連携[特に他校通級の場合の工夫]
- (2) 連携の実際
- (3) 連携上の課題

7 校長の役割と校内委員会, 特別支援教育コーディネーター等との連携

- (1) 校長の役割
- (2) 校内委員会との連携
- (3) 特別支援教育コーディネーターとの連携

I 小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

(1) 組織的かつ継続的な個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫

- ① 通常の学級にも、障がいのある児童生徒のみならず、教育上、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性がある。

→ 全教職員が特別支援教育の目的・意義について理解することが不可欠

- ② 指導にあたっては、児童生徒の障がいの種類や程度等を理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。

→ 児童生徒の「困難さ」は一人一人異なる点に留意した上での指導であること

- ③ 特別支援教育は、校長のリーダーシップのもと、組織的に進められるべきである。

→ 全教職員間で個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解し、教員間の連携に努めることが必要

- ④ 集団指導において必要な配慮を行う際は、教員の理解の在り方や指導の姿勢が学級内に大きく影響する。

→ 学級内において温かい人間関係づくりに努め、「特別な支援の必要性」の理解を進めながら、お互いに認め合い支え合う関係づくりが重要

(2) 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方

- 特別支援学級や通級による指導の教育課程編成の基本的な考え方が、「第1章総則」本文に示されている。

- ☐ 特別支援学級や通級による指導を担当する教員に、特別の教育課程編成の方法をわかりやすく記述
- ☐ 小・中学校の教員にも自立活動の必要性についての意識が高まっているため、自立活動の見方、考え方を明確に示す
- ☐ 「連続性のある多様な学びの場」として、特別支援学級や通級による指導を有効に機能させるためにも、全ての教員がそこで行われる教育について正しく理解しておくことが重要



通級による指導と各教科等の授業における指導との連携が図られるよう、
通級による指導と各教科等の指導の関係性も分かりやすく示しています。

(3) 長期的な視点で教育的支援を行うための個別の教育支援計画

家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成する。

(4) 学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫

「各教科等の中でも障がいのある児童生徒についての配慮事項が示されるべき」との考え方の高まりや、通常の学級に在籍している発達障がいのある児童生徒への対応の充実を求める動き

→「各教科等の学習指導要領解説」に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫が示される。

(5) 交流及び共同学習の推進

障がい者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習を推進する。

共生社会の実現を求める社会全体の動き

→学校の教育活動全体で、障がい者理解教育や、交流及び共同学習をさらに充実させることの必要性が「総則」に示される。

2 通級による指導に関する判断

(1) 児童生徒の「困難さ（悩み）」に対する教職員の気づき

教職員の気づき



「通級による指導」の検討



- ・ より詳しい情報の収集や行動観察
- ・ 「気になったこと」を記録・整理
- ・ 教職員組織での共通理解（校内委員会などを通じて）
- ・ 『つまずきチェックシート』等を用いて、複数の教員が目で見守る児童生徒の「困難さ」を確認

参考：「つまずきチェックシート」
(徳島県立総合教育センターHPよりダウンロード可)

チェックシートⅢ つまずきチェックシート【小・中・高校生用】
小・中・高1/2

学校	年	番号	性別	男	女
領域 1「聞く」(チェック:0=ない, 1=まれにある, 2=ときどきある, 3=よくある)					
1	聞き違いがある。(「知った」を「行った」と聞き間違える。)	3	2	1	0
2	聞きもしががある。	3	2	1	0
3	個別に言われると聞き取れるが、集団指示では難しい。	3	2	1	0
4	指示の理解が難しい。	3	2	1	0
5	話し合いが難しい。(話し合いの流れが理解できず、ついていけない。)	3	2	1	0
得点合計					
領域 2「話す」(チェック:0=ない, 1=まれにある, 2=ときどきある, 3=よくある)					
1	適切な速さで話すことが難しい。(たどたどしく話す。とても早口。)	3	2	1	0
2	ことばにつまることがある。	3	2	1	0
3	単語を羅列したり短い文で内容的に乏しい話をする。	3	2	1	0
4	話のつづきにつまづきなど、筋道の通った話をするのが難しい。	3	2	1	0
5	内容をわかりやすく伝えることが難しい。	3	2	1	0
得点合計					
領域 3「読む」(チェック:0=ない, 1=まれにある, 2=ときどきある, 3=よくある)					
1	初めて出てきた語や、書体あまり使わない語などを読み間違える。	3	2	1	0
2	文中の語句や行を抜いたり、繰り返して読んでしまう。	3	2	1	0
3	音読が難しい。	3	2	1	0
4	読み間違いがある。(「いきました」を「いきました」と読む。)	3	2	1	0
5	文章の要点を正しく読みとることが難しい。	3	2	1	0
得点合計					
領域 4「書く」(チェック:0=ない, 1=まれにある, 2=ときどきある, 3=よくある)					
1	読みにくい字を書く。(字の形や大きさが整っていない。まっすぐにつけない。)	3	2	1	0
2	独特の筆順で書く。	3	2	1	0
3	漢字の細かい部分を書き間違える。	3	2	1	0
4	句読点が抜けたり、正しく打つことができない。	3	2	1	0
5	限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書けない。	3	2	1	0
得点合計					
領域 5「計算する」(チェック:0=ない, 1=まれにある, 2=ときどきある, 3=よくある)					
1	学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい。	3	2	1	0
2	簡単な計算が困難でできない。	3	2	1	0
3	計算をするのにとても時間がかかる。	3	2	1	0
4	答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい。	3	2	1	0
5	学年相応の文章題を解くのが難しい。	3	2	1	0
得点合計					
領域 6「推論する」(チェック:0=ない, 1=まれにある, 2=ときどきある, 3=よくある)					
1	学年相応の量を比較することが難しい。(長さやかさの比較。「15cmは150mm」ということ。)	3	2	1	0
2	学年相応の図形を描くことが難しい。(丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図。)	3	2	1	0
3	事象の因果関係を理解することが難しい。	3	2	1	0
4	目的にそって行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい。	3	2	1	0
5	場合点や飛躍した考えをする。	3	2	1	0
得点合計					

小・中・高2/2

領域 7「不注意」(チェック:0=ない, 1=ときどきある, 2=しばしばある, 3=非常にしばしばある)
※得点換算方法:0と1=0点 2と3=1点

得点					
1	学校の勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり不注意な間違いをしたりする。	3	2	1	0
2	課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。	3	2	1	0
3	面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。	3	2	1	0
4	指示に従えなかったり、課題を最後までやり遂げられなかったりする。	3	2	1	0
5	学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい。	3	2	1	0
6	集中して努力を続けなければならない課題(勉強や宿題等)を避ける。	3	2	1	0
7	学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう。	3	2	1	0
8	気が散りやすい。	3	2	1	0
9	日々の活動で忘れっぽい。	3	2	1	0
得点合計					
領域 8「多動性・衝動性」(チェック:0=ない, 1=ときどきある, 2=しばしばある, 3=非常にしばしばある) ※得点換算方法:0と1=0点 2と3=1点					
1	手足をそわそわ動かしたり着席していてももじもじしたりする。	3	2	1	0
2	授業中や座っているべき時に席を離れてしまう。	3	2	1	0
3	きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする。	3	2	1	0
4	遊びや余暇活動におどろき参加することが難しい。	3	2	1	0
5	じっとしてられない。または何かに取り立てられるように活動する。	3	2	1	0
6	過度にしゃべる。	3	2	1	0
7	真面目が嫌われない肉に出し抜けに答えてしまう。	3	2	1	0
8	順番を待つのが難しい。	3	2	1	0
9	他の人がしていることをささげたりじやまをしたりする。	3	2	1	0
得点合計					
領域 9「対人関係やこだわり等」(チェック:0=いいえ, 1=多少, 2=はい)					
1	大人びている。まじめすぎる。	2	1	0	
2	みんなから「○○博士」「○○教授」と思われている。(例:カレンダー博士)	2	1	0	
3	他の子どもは興味を持たないのに興味があり、「自分だけの世界」を持っている。	2	1	0	
4	特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり意味をきちんとは理解していない。	2	1	0	
5	特定の言葉や嫌みを言われてもかわらず、言葉通りに受け止めてしまうことがある。	2	1	0	
6	会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある。	2	1	0	
7	言葉を組み合わせ、自分だけにしかわからないような造語を作る。	2	1	0	
8	独特な声で話すことがある。	2	1	0	
9	誰かに何かを伝える目的がなくても場面に関係なく声を出す。(唇を鳴らす、喉払い、喉を鳴らす、叫ぶ。)	2	1	0	
10	とても得意なことがある一方で、権威に苦手なものがある。	2	1	0	
11	いろいろな話をするが、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない。	2	1	0	
12	共感性が乏しい。	2	1	0	
13	周りが困るようなことも、配慮しないで言ってしまう。	2	1	0	
14	独特な目つきをすることがある。	2	1	0	
15	友達と仲良くしたいと思っても、友達関係をうまく築けない。	2	1	0	
16	友達とそばにいたいと思っても、一人で遊んでいる。	2	1	0	
17	仲の良い友人がいない。	2	1	0	
18	常識が乏しい。	2	1	0	
19	学校やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない。	2	1	0	
20	動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある。	2	1	0	
21	意図的でなく、威嚇や体を動かすことがある。	2	1	0	
22	ある行動や考えに強こだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることがある。	2	1	0	
23	学校での独特な目録や手順があり、変更や変化する。	2	1	0	
24	特定の物に執着がある。	2	1	0	
25	他の子どもたちからいじめられることがある。	2	1	0	
26	独特な表情をしていることがある。	2	1	0	
27	独特な姿勢をしていることがある。	2	1	0	
得点合計					

(2) 本人・保護者へのガイダンス

ガイダンスで取り扱いたい内容

- 通級による指導の目的や内容
- 在籍学級で行われる授業（通級による指導が行われている時間で履修する内容等）への対応
- 他校通級の場合，児童生徒の移動に関する保護者の協力依頼
- 児童生徒の「困難さ」とその改善点
- 通級による指導の到達目標（どこまで改善できれば通級による指導を終了するか）等の指導の流れの提示

ガイダンスを行う教員は、
通級による指導のしくみについて正しい知識を持って
おくことは絶対条件です！



学校や市町村によっては、通級による指導
についてのガイダンス
資料が配付されている
こともあります。

(3) 学校における通級による指導実施に関する検討

- 「通級による指導が必要か否か」の判断は，教育課程の編成権限を有する在籍校の校長が行う。

【実際的には・・・】

校長の指示のもと，校内委員会等による検討を重ねた上で，最終的に校長が判断を下す。



《通級による指導を行うにあたって・・・》

「どこの学校で通級による指導を実施するのか」，「当該学校までの通学に要する時間はどの程度か」等を総合的に考慮する必要もある。



通級による指導の設置者である教育委員会とも十分に連携を図りながら検討を進める。

(4) その他必要な配慮

- 本人・保護者が、実際に通級による指導を受ける場所（通級による指導の教室等）を見学する機会を設ける。
- 他校通級の場合、保護者が移動に関する支援を無理なく行うことができるかどうかの意思確認を行う。
- 本人・保護者と必要な合理的配慮について話し合い、合意形成を図る。
→ 合意した内容を個別の教育支援計画に記載し、それを実施する。
また定期的に見直しを行う。



児童生徒が感じている「困難さ」が、障がい特性によるものかどうか判断が難しいとき

【まずは通常の学級で・・・】

- ◆ 生活や学習場面で考えられる「困難さ」に対する配慮を個別に試みる。
- ◆ 複数の教員が連携し、より詳細な児童生徒の実態把握を行う。
- ◆ 児童生徒の発達段階を考慮しつつ、校外の関係機関との連携を進めていく。
- ◆ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について校内委員会等で検討する。
- ◆ 「授業のユニバーサルデザイン化」や「ポジティブな行動支援」をすすめる。等

支援や配慮を行う中で、家庭との連携は不可欠です。しっかり、保護者・本人の思いに耳を傾け、信頼関係を築いていきましょう！

3 通級による指導の開始・終了までの手続きについて

(1) 通級による指導が開始されるまで

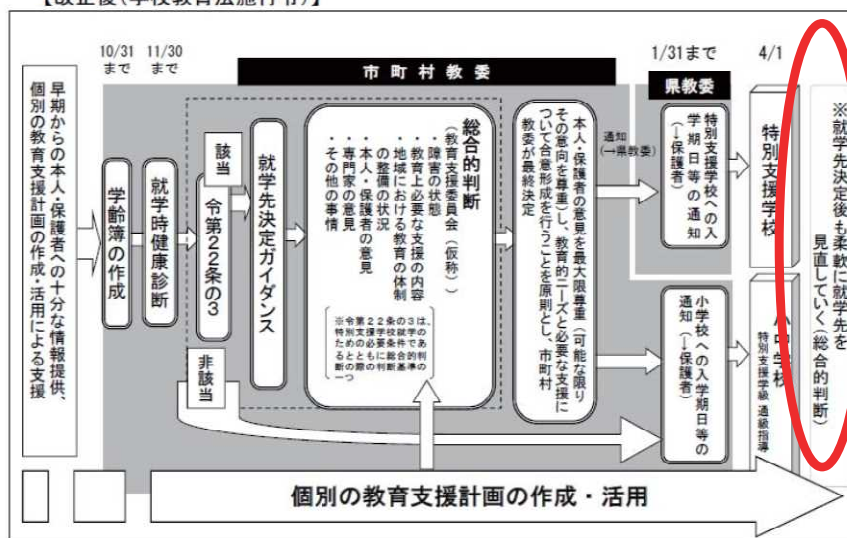
小・中学校の場合、市町村教育委員会と連携し、正式な手続きを踏んでいく必要があります。

- ・市町村教育委員会教育支援委員会の審議
- ・学校・保護者・市町村教育委員会等で合意形成した上で、一定の手続きを踏んでいく等

就学先決定については、医療的診断の有無や障がいの程度のみで判断されるのではなく、教育的ニーズや学校や地域の状況、本人・保護者の意見を含めた「**総合的判断**」をもとに行われます。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（学校教育法施行令）】



（文部科学省HP「教育支援資料」より）

通級による指導が開始された後、留意しておきたい点

— 就学先の柔軟な見直しも含めた視点 —

通級による指導が、うまく機能し、児童生徒の「困難さ」が改善・克服される（指導目標の達成）。

→ **通級による指導の終了**へ

通級による指導を継続しているが、児童生徒の「困難さ」が改善されない。

- ・指導の目標や手立てを修正
- ・特別支援学級へ学びの場を変更することの検討 など

個別の指導計画等の評価を定期的に実施

効果が上がった指導・支援は、それが継続できるよう校内で共通理解します。

そうでないものは改善を図るという視点が大切です。



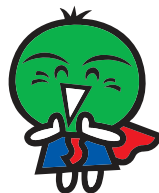
(2) 通級による指導の実施にあたって

通級による指導を受けているすべての児童生徒に「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成する。

通級による指導担当教員と在籍学級担任が個別の指導計画等に記述された内容や指導の進捗状況等について随時情報交換し、指導の効果が通常の学級でも波及することを目指す。

他校通級の場合は、連絡ノートを活用やメールでのやりとり、「連絡会」等での情報交換などで連携に努めることが重要です。
※ 一方的な情報伝達にならないことや個人情報の取扱いへの配慮を！

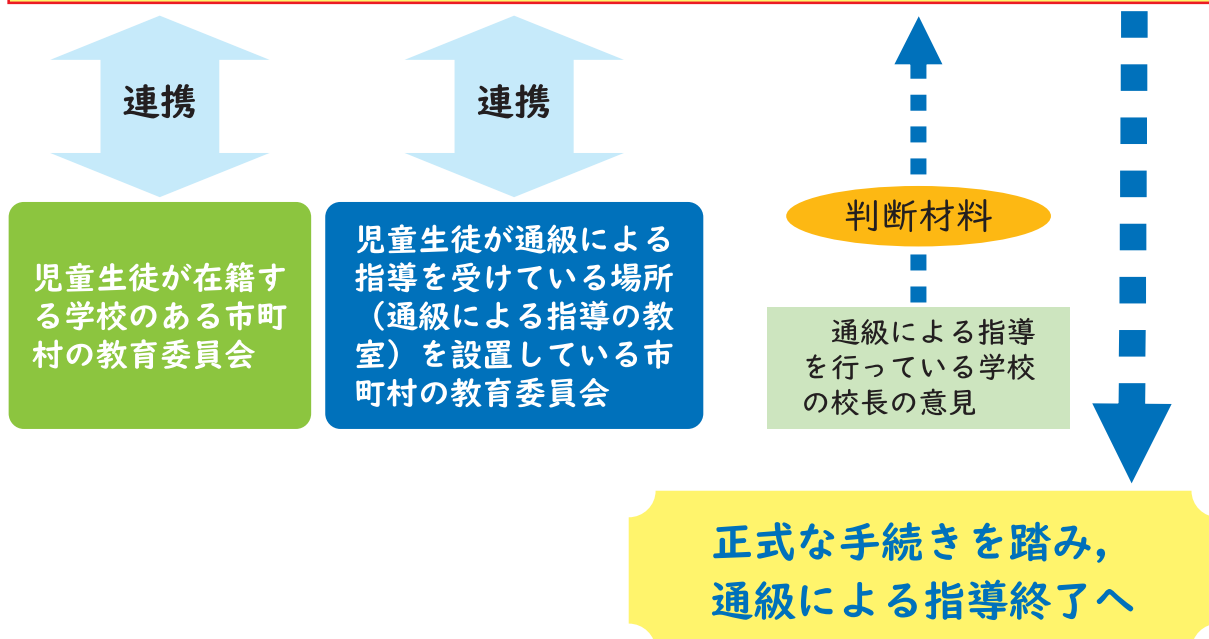
通級による指導の実施にあたっては、通級による指導担当教員と児童生徒の在籍学級担任との連携がとても大切です！



「指導内容とその目的」や「行っている工夫や手立て」を共有しましょう！

(3) 通級による指導の終了

通級による指導を行う必要がなくなったときの判断を行うのは児童生徒の在籍する学校の校長です。



4 個別の教育支援計画（作成から保管・活用・引継ぎまで）

（1） 個別の教育支援計画とは

個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、中・長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するもの

様々な関係機関が連携し、具体的に支援していくための指標である。
ツール（道具）として作成し、活用する。

※ 「障害者基本計画」に基づく「個別の支援計画」の一部

平成29年に告示された小・中学校学習指導要領では、学校は障がい等のある児童生徒に対して個別の教育支援計画の作成・活用に努めることが規定され、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒には全員作成することが義務づけられました。



（2） 個別の教育支援計画の記載について

- 学校が中心となって関係機関と連携しながら作成する。
- ・ 校長の責任の下、校内委員会で共通理解を図りつつ、担任・特別支援教育コーディネーター等を中心として作成する。
- ・ 通級による指導担当教員も連携・協力する。
- ・ 保護者の意見も十分に反映させる。学校と家庭で合意形成した合理的配慮に関する事項についても記載する。

（3） 個別の教育支援計画の活用について

- 保護者の同意（同意書等で）が得られれば・・・
- ・ 学校と関係機関が支援チームとして機能するためのツールとして活用ができる。
- ・ 継続的支援を実施するための引継ぎ文書としての活用も可能になる。

個人情報として共有することになるため、その扱いは慎重に行うこと。



個別の教育支援計画に記載した内容は、保護者と共有したうえで、校内でも共通理解を図りましょう！

なお、コピー等で保管する際は、その方法、場所、管理者等について校内ルールを決めておきましょう！

参考：「個別の教育支援計画」
(徳島県立総合教育センターHPよりダウンロード可)

【書式見本(幼稚園・小学校)】

個 別 の 教 育 支 援 計 画 (2)

学 年	_____ 小学校 第 _____ 学年 (_____ 幼稚園 年長・年少)		
本人・保護者の 希 望			
目 標			
教育に関する 支 援	学級担任 (_____) コーディネーター (_____)	〈支援内容〉	(別添資料)
必要な配慮・支援(合理的配慮)			
医療に関する 支 援	医療機関名 (_____) 主治医 (_____)	〈支援内容〉	(別添資料)
保健に関する 支 援	保健機関名 (_____) 担当者 (_____)	〈支援内容〉	(別添資料)
福祉に関する 支 援	福祉機関名 (_____) 担当者 (_____)	〈支援内容〉	(別添資料)
その他の支援		〈支援内容〉	(別添資料)
評 価			

確認印
又は
サイン

記入者		保護者		校 長 (園長)	
-----	--	-----	--	-------------	--

個別の教育支援計画には、教育、医療、保健、福祉、労働等の側面から生活全般にわたって必要な支援の目標や内容が示されます。合理的配慮を記述する欄も設けましょう！



5 個別の指導計画（作成と活用）

（１） 個別の指導計画とは

個別の指導計画について

児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画等を踏まえ、個別の教育支援計画との整合性を取りながら、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、教育目標や教育内容、方法等を盛り込んだ計画

個別の教育支援計画と同様、特別支援学級の児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒については作成が義務づけられました。

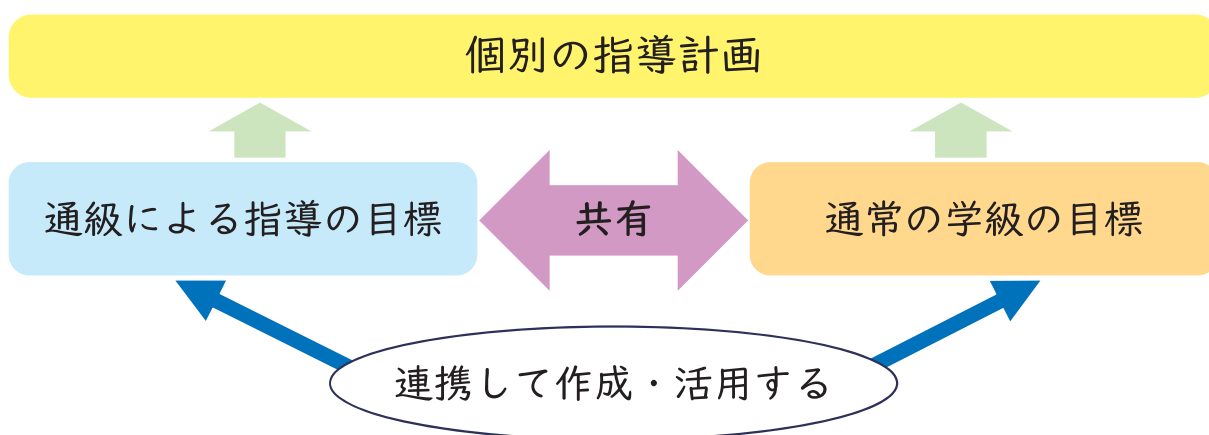


◆ 通級による指導

主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいに基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態

指導内容や手立ても一人一人ちがうため個別の指導計画作成は不可欠

在籍学級担任等と情報共有するための重要なツールにもなる



（２） 個別の指導計画の作成の流れ

① 児童生徒の実態把握

- ・ 障がいの状態や認知特性
- ・ 発達の段階や経験の程度
- ・ 興味・関心、生活や学習環境等
- ・ その他、保護者から聞き取った内容 など

本人の課題や困難な部分だけに着目せず、得意なことや長所等についてもしっかり把握する。

② 指導目標（ねらい）の設定

ア 長期目標を立てる（指導の方向性を明確に）

- ・ 実態把握から本人が困っていることの解決を優先して目標を決める。
- ・ 他の領域・教科との関連性を考慮する。
- ・ 今後につながるような目標を設定する。
- ・ 日常生活，社会自立についても配慮する。
- ・ 本人と保護者のニーズを考慮する。
- ・ 立てた目標について他の意見（担任や特別支援教育コーディネーター等）を聞く。

イ 短期目標を具体的に立てる

- ・ 目標が達成できたかどうか客観的に分かるような「動詞」を使う。
- ・ 応用範囲が広い行動の指導目標については，場面をいくつか限定する。
- ・ 指導目標に「条件」や「基準」を設定する（数値化する等）。

ウ 指導内容を選定し，指導の手立てを考える

- ・ 目標達成のために，どのような指導内容が必要かを考える。
（「自立活動」6区分27項目から選定）
- ・ 指導の手立てには，目標を達成するために教員が行う指導や支援の方法を記述する。

参考：自立活動の指導 流れ図

平成29年 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編



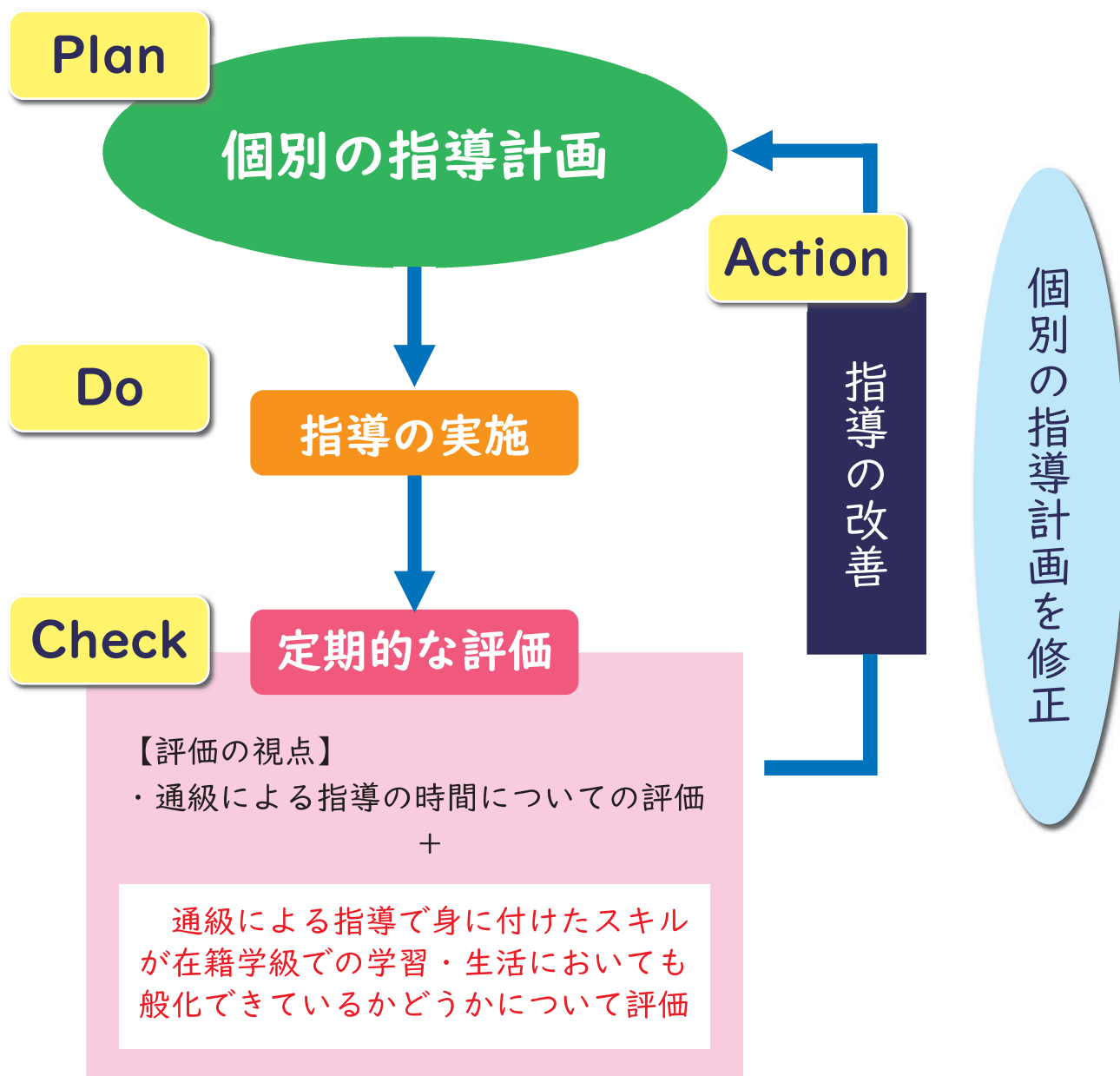
多様な障がいのケースごとの自立活動の指導計画の例が，平成30年告示「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」に掲載されています。

高等部の生徒における対応も，これに準じますので，是非，参考にしてください。

児童生徒の長所や得意なことを把握して指導の手立てに生かすことが大切です。



(3) 指導の評価・改善



◆上図のようなPDCAサイクルで活用することが重要です。

◆通級による指導の意味を考えたとき、在籍学級での学習・生活の状況を併せて評価する視点は欠かせません。



6 在籍学校（在籍学級）との連携

（1） 教員間の連携【特に他校通級の場合の工夫】

障害のある児童（生徒）に対して，通級による指導を行い，特別の教育課程を編成する場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。その際，効果的な指導が行われるよう，各教科等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。

（小・中学校学習指導要領「第1章 総則」 第4の2（1）のウ）



上の下線部からは，特に児童生徒の在籍学級担任と通級による指導を担当する教員の連携の重要性がうかがえます。

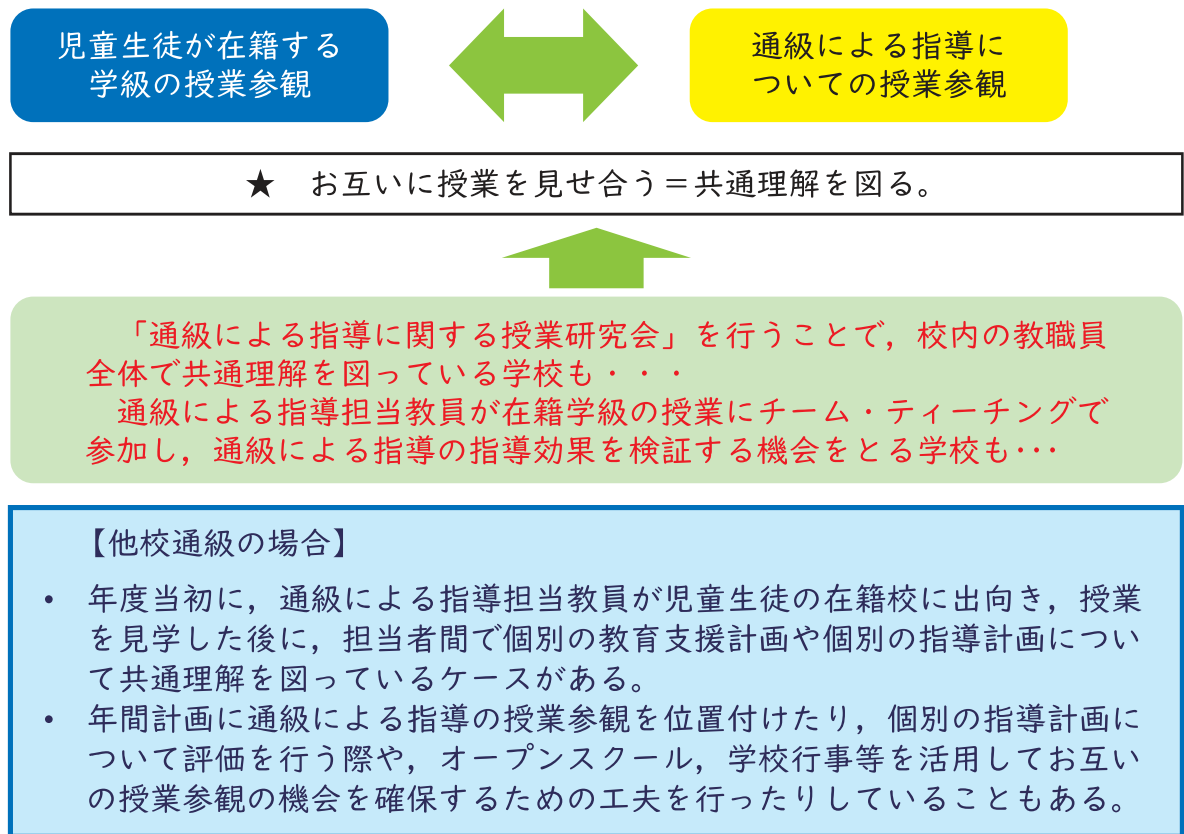
他校通級の場合は…

校長間で十分協議しながら教育課程を編成するだけでなく，学校間・教員間の連携が重要であるが，直接的に回数を重ねて情報交換することは，自校通級ほど容易ではない。（工夫が必要）

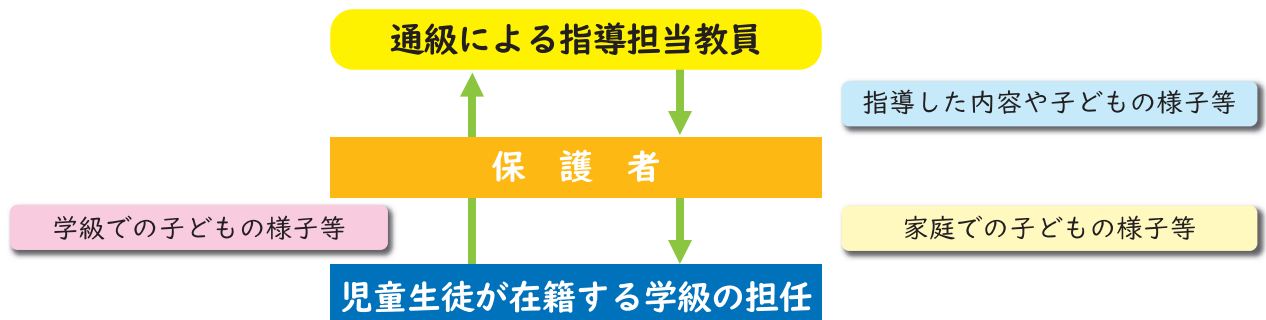
- ◆ 連携の工夫として・・・
 - ・ 連絡ファイルを活用した情報交換
 - ・ 連絡会の開催
 - ・ 授業参観
 - ・ 電話やメールでのやりとり
 - ・ 「通級による指導の記録」の送付（→指導要録の参考資料）

(2) 連携の実践

① 参観授業



② 連絡ファイル（連絡ノート）の活用



③ 電話・メール等の活用

- ・ 電話は最もよく使われている。
- ・ メール等を活用すれば・・・
画像や動画を送信することもできる

児童生徒の頑張りをより具体的に
学校間で伝え合うことが可能に・・・

【留意すべき点として・・・】

個人情報のやりとりであるため、児童生徒のプライバシーに配慮するとともに、その扱いについて保護者と慎重に協議し、同意を得ておく必要がある。

※今後、通信機器がさらに発展し、新たな連携の形態も考えられます。

(3) 連携上の課題

- ◆ 通級による指導は「**特別の指導**」であるため・・・

児童生徒が通級による指導を受けていることについて「**自分にとって必要な指導**」と受け止められず、否定的に捉えてしまうケースがある。

通級による指導担当教員と児童生徒が在籍する学級を担当する教員は協力して、児童生徒に対して、「**自己の特性**」について肯定的に認知することができるよう心を育み、「**通級による指導**」について正しい理解を促していく必要がある。

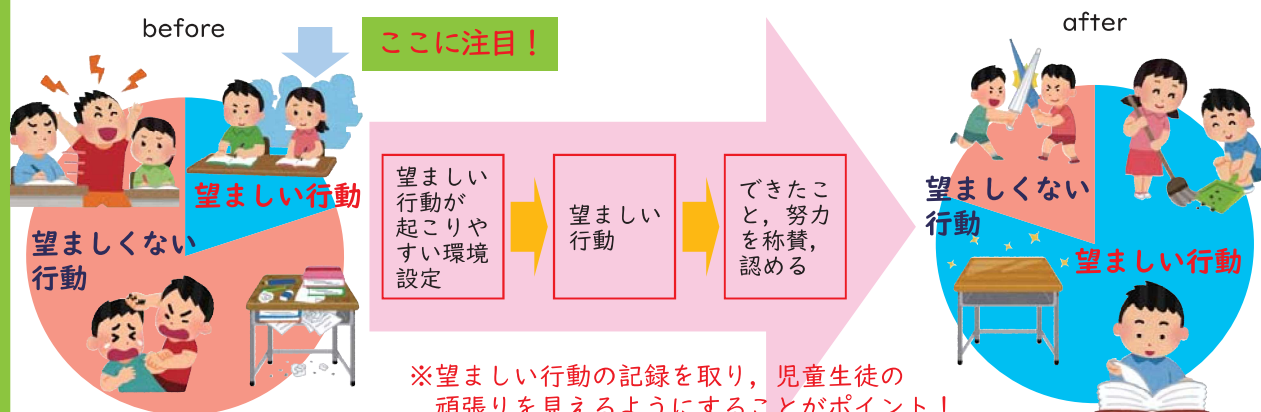
周囲の意識が本人にストレスを与えることがないよう児童生徒が在籍する学級集団の理解や雰囲気が特に大切です。



通級による指導を受ける児童生徒がスムーズに在籍学級での学習・生活を送ることができるようするために、在籍学級の他の児童も含めた全体としての安定した学級経営が大切です。

徳島県では、平成28年度より**ポジティブな行動支援（PBS）**の取組を進めています。児童生徒の適切な行動に対して肯定的なフィードバック（称賛や認めること）を行うことにより、個々の自己肯定感を高めたり、児童生徒集団の安心・安定につながったりする効果があります。

○ポジティブな行動支援（PBS）のイメージ



7 校長の役割及び校内委員会・特別支援教育コーディネーター等との連携

(1) 校長の役割

- ◆ 校内の教育支援体制整備のためには、校長のリーダーシップのもと、学校経営の柱の一つとして特別支援教育が位置付けられ、その取組を行っていくことが重要です。

【具体的取組の例】

- 1 校内委員会を設置する。
- 2 特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置付ける。
- 3 校内で個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を進め、適切に管理する。
- 4 研修の実施等により、教職員の専門性向上に努める。
- 5 必要に応じて教員以外の専門スタッフ（特別支援教育支援員、スクールカウンセラー等）の活用を行い、学校全体としての専門性を確保する。
- 6 保護者に対して特別支援教育に関する理解を図り、保護者と協働で支援を行う体制を作る。
- 7 専門家や関係機関との連携を推進する。
- 8 個別の教育支援計画等を活用し、児童生徒の支援内容等を進学先に適切に引き継ぐ。
- 9 児童生徒に対する合理的配慮の提供について、本人・保護者との合意形成に向けた建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する。

(文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を参考)



通級による指導は、校内支援体制のリソースの一つとして役割を果たすことが重要です。

(2) 校内委員会との連携

□ 校内委員会は…

特別な支援の必要な児童生徒を早期に把握し、具体的な支援のあり方、保護者や外部機関との連携を推進するための中心的役割を果たす。

その組織構成は、学校の規模や実情に応じて、校長が判断し決定される。



全教職員の共通理解が重要です。



通級による指導を担当する教員は

- ・ 専門的な知識を有する教員として、構成員となる。
- ・ 行っている指導やその成果に関して、定期的に報告等を行い、校内での共通理解を図る。
- ・ 専門家等との連携も視野に入れながら、個々の児童生徒への指導・支援を評価し、協議しながら、その改善を図る。このとき、児童生徒が在籍している学級内での様子も併せて評価し、通級による指導の効果が通常の学級においても波及するための方法についても検討する。

※他校の児童生徒への指導も行っている場合は、その学校の校内委員会にも協力する。

(3) 特別支援教育コーディネーターとの連携

- ◆ 特別支援教育コーディネーターは、校内体制を整備する推進役です。通級による指導担当教員と児童生徒が在籍する通常の学級担任との連携が、スムーズに行われるような校内体制づくりを心がけましょう。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターは、合理的配慮の提供に関しても大きな役割を担い、通常の学級での活動や通級による指導においてそれが確実に行われるように条件を整えていくために尽力することが求められます。

《通級による指導担当教員と特別支援教育コーディネーターの関係》

- 両者が定期的に情報交換し、校内の支援体制の状況把握に努めることが重要。
- 気軽に話し合えるような協力関係を作ることが大切。
- 両者の役割を明確にしておくことが大切。
- 通級による指導担当教員が他校通級や巡回による指導を行っている場合には、当該児童生徒が在籍する学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも重要。

(文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を参考)

第4章 通級による指導の実際

1 通級による指導における望ましい教室環境の工夫

2 通級による指導担当教員に求められる専門性

- (1) 通級による指導担当教員に求められること
- (2) 通級による指導担当教員の年間スケジュール
- (3) 通級による指導を行う上で必要とされる公簿類

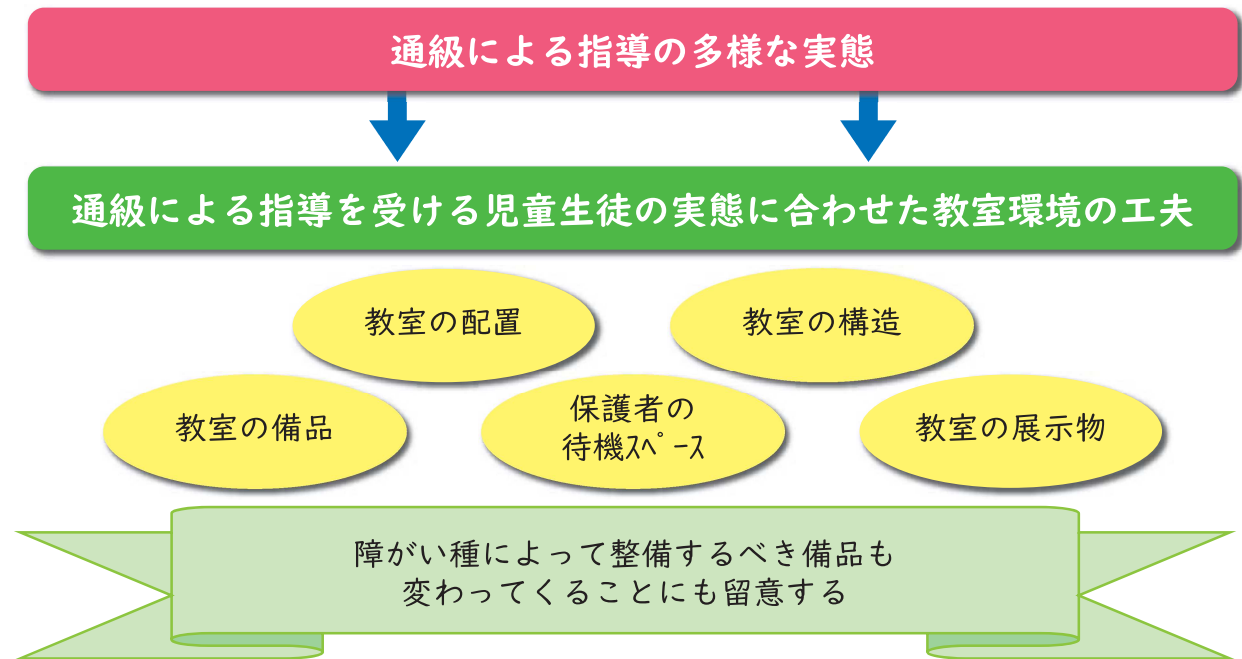
3 在籍学校（在籍学級）・保護者との連携の実際（指導の記録・連絡ファイルの活用例）

- (1) 在籍学校（在籍学級）との連携
- (2) 保護者との連携

4 関係機関との連携の実際

- (1) 就学前-小学校-中学校-高等学校・特別支援学校高等部等の連携（縦の連携）
- (2) 関係機関とのネットワーク構築と連携（横の連携）
- (3) 特別支援学校における通級による指導について

I 通級による指導における望ましい教室環境の工夫



○言語障がい

- ・落ち着いた静かな場所（音韻意識を高めるため等）
- ・個別指導を実施するのに適切なスペース
- ・小集団指導のための遊具，プレイルーム
- ・指導のための I C T 機器 等

○自閉症スペクトラム

- ・外部からの刺激が少ない個別指導用の部屋や衝立等で区切られたスペース（感覚過敏への対処等）
 - ・注視等がしやすい配色や掲示，備品の配置
 - ・クールダウンのための刺激の少ないスペース 等
- ※ソーシャルスキルトレーニングを行う場合は，個別指導と小集団指導を組み合わせることにより指導の効果を高めることが期待される。そのため，小集団指導が可能なスペースやプレイルーム等の確保が望まれる。

○情緒障がい

- ・学校の出入口から近い教室（心理的不安への対処等）
- ・目立たない出入口や特別な出入口
- ・安心し，リラックスできる教室環境（落ち着いた配色・人の出入りを感じさせない） 等

○学習障がい（L D）

失敗経験による自信の喪失にも配慮することや，児童生徒により様々な認知特性の違いがあることから，個に応じた指導が必要

- ・教育機器，教具，教材を豊富に揃えること（I C T 等も積極的に活用） 等

○注意欠陥多動性障がい（ADHD）

- ・室内の色調や照明の調整，外的刺激の抑制
- ・安全性が確保された環境（←衝動性への対応）
- ・個別指導のスペースと小集団指導用のスペース 等

○弱視・難聴

徳島県の場合，徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校に設置

- ◆弱視：照明の調整，視覚補助具の活用スキルに関する指導の実施
- ◆難聴：防音等音環境，明るさへの配慮，聴覚活用・発音・コミュニケーション等の指導

- ・障がいに応じた指導を行うための適切な備品や教室環境を整える 等

○病弱

徳島県の場合，「言語・LD」通級による指導（小学校），「LD・ADHD」通級による指導（中学校）が病院における院内通級を兼ねる形で設置

- ・医療機関と連携できる環境で教育的ニーズに合わせつつ，健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導を行う 等



他校通級の場合，児童生徒が在籍する学校においても，通級による指導に関する関係書類を適正に保管し，次年度，学級担任等が交代したとしても，支援の引継ぎが確実に行われるよう配慮しなければなりません。

2 通級による指導担当教員に求められる専門性

(1) 通級による指導担当教員に求められること

- ① 限られた時間内で児童生徒の感じている「困難さ」を改善するための指導を行う。
自己の指導スキル向上をめざした自己研鑽が求められる。研修の機会の確保が必要である。
- ② 「通級による指導」の専門家である。
通級による指導の制度と自らの職責について精通しておかねばならない。
- ③ 保護者・他の教職員・関係機関とも適切に連携する。
コミュニケーション力等「人とつながる」スキルにも長けていることが必要である。

(2) 通級による指導担当教員の年間スケジュール

通級による指導担当教員の業務

- ・ 個々の児童生徒への指導
- ・ 児童生徒の在籍学校訪問（他校通級の場合）
- ・ 引継ぎ資料や提出書類等の作成及び管理
- ・ 指導記録の作成と整理
- ・ 研修会への参加 等

校内で一人なので、
特別な業務だけに
悩んでしまうことも…。
一人で抱え込まないでね！



管理職や特別支援教育コーディネーター等と
普段から気軽に話し合えるような関係が築かれていることが重要

当該学校の教育に、通級による指導がきちんと位置付けられていることが必要であり、全教職員の正しい理解のもとで、通級による指導が、児童生徒にとっての「多様な学びの場」の一つとして機能していくことが重要です。

(3) 通級による指導を行う上で必要とされる公簿類

- ① 通級の開始、終了に関する手続きについての書類
（保護者・児童生徒が在籍する学校の校長からの申請書類、教育委員会からの決定通知 等）
- ② 教育課程
- ③ 指導計画等
（個別の教育支援計画〔写し〕、個別の指導計画 等）
- ④ 通級の具体的な手続き等に関する書類
（通級手段に関する保護者からの届出書類等、通級による指導に関する出席簿 等）
- ⑤ 通級による指導の記録
- ⑥ その他（緊急連絡用引き渡しカード等）

通級による指導担当教員の年間スケジュール（例）

（４月～７月）

- ・通級児童生徒の在籍校訪問（他校通級）
- ・時間割作成
- ・家庭訪問
- ・個別の教育支援計画の作成（協力）
- ・連携機関訪問
- ・教育機器，教具，教材等の整備
- ・個別の指導計画の作成 → 学期末に評価
- ・行事等を意識した指導の実施
- ・教育課程文書提出
- ・校内研修（通級による指導の授業公開）
- ・中学校区別特別支援教育連絡会（保幼小中）
- ・個人面談
- ・通級による指導担当者研修会等への参加

（８月～１２月）

- ・個別の指導計画の作成 → 学期末に評価
- ・県外で行われる研修会への参加（自己啓発）
- ・教室見学の実施（対象：就学前保護者）
- ・行事等を意識した指導の実施
- ・引継ぎシートの作成に関する話し合い（協力）
- ・中学校区別特別支援教育連絡会（保幼小中）
- ・個人面談【次年度の通級による指導希望確認】
- ・連携機関訪問
- ・通級による指導担当者研修会等への参加

（年間を通して）

- ・教育相談の実施（随時受付）
- ・教育支援委員会提出書類等作成
- ・連絡ノート等を介した家庭・在籍学校（級）との連携
- ・担当児童生徒に対する学習内容検討，教材等準備
- ・必要に応じて特別支援教育巡回相談員との連携

（１月～３月）

- ・個別の指導計画の作成 → 学年末に評価
- ・行事等を意識した指導の実施
- ・校区内保育所・幼稚園等への訪問
- ・個別の教育支援計画の評価（合理的配慮の見直し等）
- ・引継ぎシートの完成 → 提出（協力）
- ・「通級による指導の記録」作成 ※他校通級の児童生徒には写しを送付
- ・次年度入学生の引継ぎシート受取
- ・通級による指導担当者研修会等への参加

3 在籍学校（在籍学級）・保護者との連携の実例 （指導の記録・連絡ファイル等の活用例）

（1） 在籍学校（在籍学級）との連携

平成14年 文部科学省通知「障害のある児童生徒の就学について」に記載されている留意事項

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、**指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。**他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で**通級による指導の記録**を作成すること。

通級による指導を行っている学校は…

「**通級による指導の記録**」を作成・管理
（記載事項は各校が適切に判断）



他校通級の場合は、児童生徒の在籍学校に**写しを通知**

要録への記載については…

「（2）指導に関する記録」の「7 総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記述

※平成22年5月 文科省通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の別紙1参照

通級による指導の効果を高めていくために…



- ① 周囲の「通級による指導」に対する理解
 - ② 本人に認知特性等の自己理解を促す指導
- の2つが重要です。

また、**連絡ファイル等**を用いたやりとりで、**本人の心理状態等について通級担当と学級担任が適切に把握した上で、両者が連携しつつ指導にあたることを心がけ、緊急性がある場合はケース会議等の開催も考慮しましょう。**

(2) 保護者との連携

通級による指導について保護者に対する正しい情報提供を！

- ・「通級による指導の意義（通級指導教室とはどのような教育を行う場所なのか等）」についての丁寧な説明が必要。

【留意点として】

児童生徒が在籍する通常の学級の担任や特別支援教育コーディネーターから行われる説明と、実際に通級による指導担当教員から行われる説明に齟齬がないよう、通級による指導について学校全体で共通理解を図っておくこと

【意識しておきたいこと ※日ごろからの丁寧なコミュニケーション】

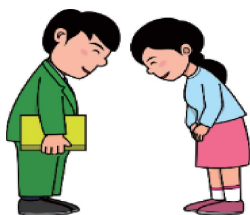
- ①保護者への理解と共感の姿勢
- ②障がいについての専門家として必要な情報を提示すること
- ③児童生徒の成長に気づき、それをフィードバックすること

保護者と共通理解を図っておきたいこと

- ・指導の課題や指導の内容と手立て
- ・どの程度まで課題が解決できれば通級による指導を終了するのか 等



個別の指導計画の作成・活用



個別の指導計画作成に保護者の参画が可能なら、学校と家庭の連携が円滑になり、効果的支援が期待できます。

課題の克服 → 通級による指導の終了へ

通級による指導が終了したなら、通常の学級のなかで配慮しながら生活や学習に関する指導が行われ、支援が継続されることとなります。

このときも、保護者と連携した支援が継続されることが望ましく、学校は、小・中・高等学校学習指導要領にも記載されているように、通級による指導を行っているかどうかに関係なく、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努めることが大変重要です。

保護者とのやりとりが行われる場

- ・ 連絡ファイル（ノート）
- ・ 個人懇談や三者面談
- ・ 他校通級の児童生徒引率
- ・ 家庭訪問 等

学校も家庭も子どもの成長を願う姿勢は同じです！

学校と家庭が協働して支援することがなければ，子どもが感じている困難さを改善・克服することにつながりにくい部分があります。そのため，保護者の評価を生かし，可能な限り学校と家庭が合意形成を図りながら，具体的取組を行っていくことが望ましいです。

また，保護者の声を個別の教育支援計画や個別の指導計画の改善に生かしていくことも考慮することが大事です！



保護者からの情報（声）は，指導に対する保護者の評価とも考えることができます。
真摯に受け止めたいですね。

4 関係機関との連携の実際

(1) 就学前-小学校-中学校-高等学校・特別支援学校高等部等の連携（縦の連携）

① 就学前-小学校-中学校の連携

- 個別の教育支援計画、個別の指導計画や、市町村が作成した支援の引継ぎシート、個別の支援ファイル等を用いた連携
- 一つの中学校区等を単位とした特別支援教育担当者による連絡協議会等での連携

お互いに信頼関係を築きつつ、それぞれの発達段階における保育・教育についての理解を深め、個々の児童生徒について「切れ目のない支援」が構築されることが重要です。

通級による指導が多様な学びの場の一つとして機能するためには...

通級による指導について、校種をこえた共通理解が必要です。特に、通級による指導が実施されている学校とそうでない学校では理解の度合いについても温度差が生じている場合があるため、校種を越えて通級による指導に関する理解を深める研修や取組が市町村等で行われています。



② 中学校-高等学校・特別支援学校高等部の連携

- **保護者の同意**の下、個別の教育支援計画をはじめとする「**支援の引継ぎ資料**」が作成され、保護者から（または中学校を通じて）**進学先の高等学校や特別支援学校高等部に提出**されるケースも増えてきている。
- ・ 引継ぎ資料をもとに、**合理的配慮に関する話し合い**等が行われ、「**切れ目のない支援**」の構築が中学校-高等学校間でも加速されていくことが期待される。

平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化され、今後の広がりが期待されています。

小・中学校との制度の違いも含めて正しい理解の浸透が望まれます。



- ・ 中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（平成5年：296人→平成29年：11,950人（40倍）しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- ・ 障害者権利条約の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められている。
- ・ このような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、高等学校においてもいわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を実施できることとした。

（平成30年 文部科学省 特別支援教育教育課程等研究協議会 全体会 行政説明資料より）

(2) 関係機関とのネットワーク構築と連携（横の連携）

言語についての指導を行っている
通級による指導担当教員と関係
機関との連携の例

- 療育機関等で言語聴覚士等が行っている指導場面を保護者の同意を得て、見学する。



- その機会に、児童生徒の支援について話し合い、そこで専門的スキルを学んだり、お互いの指導について共通理解を図ったりしながら、支援の質の向上を図ることが可能に。

※ 個別の教育支援計画の作成や、足並みを揃えた支援を役割分担しながら実施することに繋がる。

地域での研修会に参加することで
関係機関とのネットワークの構築や
連携が生まれることも・・・

- 地域に関わりの深い関係機関の専門家等を講師とする地域での研修会に参加する。



- 通級による指導担当教員にとっては、専門的知見や指導スキルを得られる場となるだけでなく、場合によっては、専門家とのネットワークが生まれ、自身が直接関わっている児童生徒への支援についての助言を受け、支援体制がさらに整っていくこともある。



児童生徒への支援を行う上で、その児童生徒がどのような関係機関と繋がっているのかを把握しておくことはとても大切です！

□ 特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育巡回相談員の制度を活用することが広く浸透してきています。

特別支援教育巡回相談員の業務の例

- 電話相談や来校相談を受ける。
- 校長の依頼に基づき出張相談で直接学校まで出向き、児童生徒の指導・支援の改善について、助言する。
- 研修会（校内研修、地域研修等）の講師を務める。

特別支援教育にかかる相談の申し込みについて

派遣依頼につきましては、電話等で日程を調整した上で、必ず、所属長から派遣依頼の文書を巡回相談員所属校の校長宛に送付してください。様式は、自由です。（ひわさ・美馬分校につきましては、直接分校宛に送付してください。）

1 特別支援学校への申し込み（相談窓口へ電話をしてください。）

学 校 名	相 談 窓 口	支援地域
徳島視覚支援学校	088-622-6255	東部・北部
徳島聴覚支援学校	088-652-8594	"
板野支援学校	088-672-3456	"
国府支援学校	088-642-4055	"
ひのみね支援学校	0885-32-7847	南部
みなと高等学園	0885-34-9100	"
阿南支援学校	0884-22-2010	"
" ひわさ分校	0884-77-2181	"
鴨島支援学校	0883-24-6670	西部
池田支援学校	0883-72-5281	"
" 美馬分校	0883-55-2237	"

2 小・中学校への申し込み（直接、巡回相談員へ電話をしてください。）

市町村名	学 校 名	電 話 番 号	支援地域
徳島市	加茂名小学校	088-631-3487	東部・北部
北島町	北島南小学校	088-698-2680	"
神山町	神山中学校	088-676-0506	"
小松島市	南小松島小学校	0885-32-0149	南部
阿南市	見能林小学校	0884-22-0506	"
牟岐町	牟岐小学校	0884-72-0792	"
吉野川市	高越小学校	0883-42-2022	西部
美馬市	美馬小学校	0883-55-2233	"
東みよし町	加茂小学校	0883-82-2017	"

※支援地域を決めています。誰がいの種別等によってはその限りではありません。
東部：徳島市、鳴門市、名西郡、名東郡、能野郡
南部：小松島市、阿南市、勝浦郡、那賀郡、海部郡
西部：吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、美馬郡、三好郡

特別支援学校では、学校等の要請により、必要な助言や援助を行ったり、保護者等への教育相談を行ったりしています。

また、小・中学校の特別支援教育巡回相談員も、同様の役割を担っています。

左の表は、令和元年度のもので、年度毎に更新されますので、小・中学校の特別支援教育巡回相談員に相談の申し込みを行う際は、当該年度のものを御確認ください。



令和元年度徳島県教育委員会「特別支援教育にかかる相談の申し込みについて」

(3) 特別支援学校における通級による指導について

① 徳島県立徳島視覚支援学校



徳島県立徳島視覚支援学校には、「弱視通級指導教室」があります。

「弱視通級指導教室」は、地域の小学校または中学校の通常学級で学習をしている「見る」ことに困難のある児童・生徒が対象です。

「見る」ことに困難のある児童・生徒は次のような様々なことに困っていることがあります。

- ◆眼鏡をかけても見えにくい。
- ◆画数の多い漢字や目盛り、地図などの細かい部分がわかりにくい。
- ◆黒板に書かれた文字や、離れた場所で示される内容が見えにくい。
- ◆明るい（暗い）場所での活動が難しい。
- ◆ぶつかったりつまずいたりしやすい。
- ◆文字が覚えられない。

このような児童・生徒に対し、弱視通級指導教室では、一人ひとりに応じた学習手段を身につけ、通常学級での学習をスムーズに進めることができるように支援していきます。

学習の場所

徳島視覚支援学校で学習します。（ただし、在籍校や自宅から徳島視覚支援学校までの距離が遠く、通学が困難な場合は、弱視通級教室担当教員が在籍する学校に出向くことも可能です。）

回数と時間

週1～8時間程度、授業時間帯や放課後に行います。また、長期休業中の実施も可能です。原則個別指導ですが、必要に応じて集団による学習も行います。

学習の内容



- ◆見えやすくする工夫や補助具の活用について練習します。
- ◆書字や作図など、見ることの困難さにより難しい内容を学習します。
- ◆理科の実験や家庭科の調理、裁縫など、たくさんの児童・生徒の中では、十分に学習することが難しい内容を学習します。

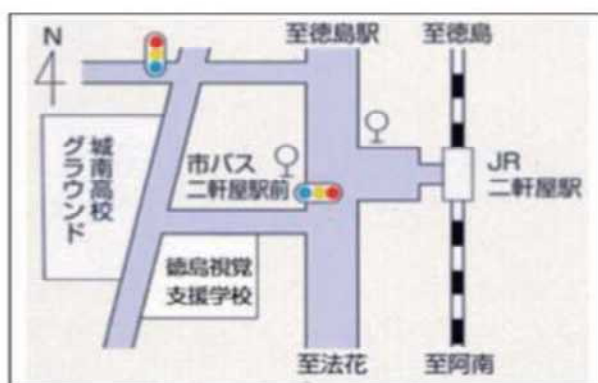


その他、必要に応じた学習を計画します。



アクセス

- ◆JR(牟岐線) 二軒屋駅より 徒歩5分
- ◆徳島市営バス 二軒屋駅前バス停より 徒歩5分



連絡先

徳島県立徳島視覚支援学校

弱視通級指導教室

徳島市南二軒屋町2丁目4番55号

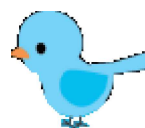
TEL (088) 622-6255

お気軽にお問い合わせください。



② 徳島県立徳島聴覚支援学校

徳島県立徳島聴覚支援学校 通級指導教室



通級指導教室「きこえの教室」について

徳島聴覚支援学校では、地域の小・中学校の通常学級で学校生活を送っている児童生徒を対象に、聴力測定をしたり、きこえについての学習をしたりしています。語彙の拡充を図るための学習もします。

個別指導を基本とし、必要に応じて、少人数グループの指導も行います。

勉強の内容

聴能…補聴器やFMシステム、デジタルワイヤレス補聴援助システムの装用練習、定期的な聴力測定を行います。

障がい認識…きこえの仕組みや、オーディオグラムの見方などを勉強します。福祉制度や難聴者の生活についても勉強します。

コミュニケーション…グループ学習を通して話す楽しさを味わい、その中でコミュニケーションマナーも養います。

言語…語彙の拡充，文章読解などの勉強をします。慣用句やことわざなども学習します。

発音…口形や声の大きさに気をつけて話し、音読できるように練習します。

対象の児童生徒について

県内の小・中学校の通常学級に在籍している、医療機関により難聴と診断された児童生徒が対象です。

※難聴学級在籍の児童生徒は、通級指導の対象にはなりません。



通級指導教室の時間割について

		月	火	水	木	金
⑤	13:30～14:15					
⑥	14:25～15:10					
⑦	15:20～16:05					
⑧	16:15～17:00					

※週8時間（最大）まで通級可能です。

※子どものニーズに合わせて、回数や指導単位時間数等の時間設定をします。

- (例)
- ・週に1時間 火⑥に通級する。
 - ・隔週2時間 水⑦⑧に通級する。

★通級指導教室「きこえの教室」へ通級している間、小・中学校の授業を抜けて通級しても、欠席や早退扱いにはなりません。

通級指導教室「きこえの教室」に通級するために

①見学の申し込み

保護者、若しくは在籍校の担任から聴覚支援学校へ通級指導教室見学を申し込んでいただきます。そして、見学の日時を決めます。



②見学

通級指導教室での個別指導・グループ学習の様子を体験・見学していただきます。



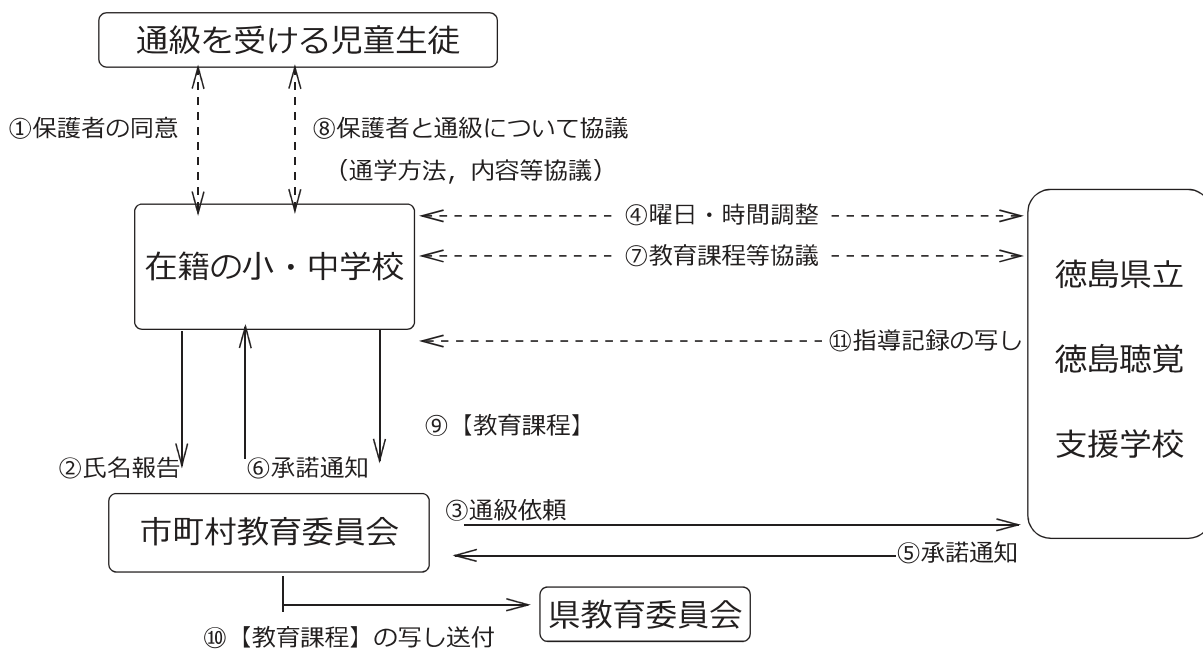
③相談

見学の後、お子さんの様子などをお聞きし、指導日や指導回数、内容についての相談を行います。



④手続き

在籍校の担任の先生に申し込みをし、下記の流れで手続きを行います。
各市町村で若干違いがありますので、学校の特別支援教育コーディネーターにご相談下さい。



⑤入級 手続きが終わると、入級です。最初の通級日は、在籍校を通して書面にて連絡します。

徳島県立徳島聴覚支援学校（サポート課）

〒770-8063

徳島市南二軒屋町2丁目4番55号

TEL 088-652-8594

FAX 088-655-3497

学校代表メール: tokuchou@mt.tokushima-ec.ed.jp